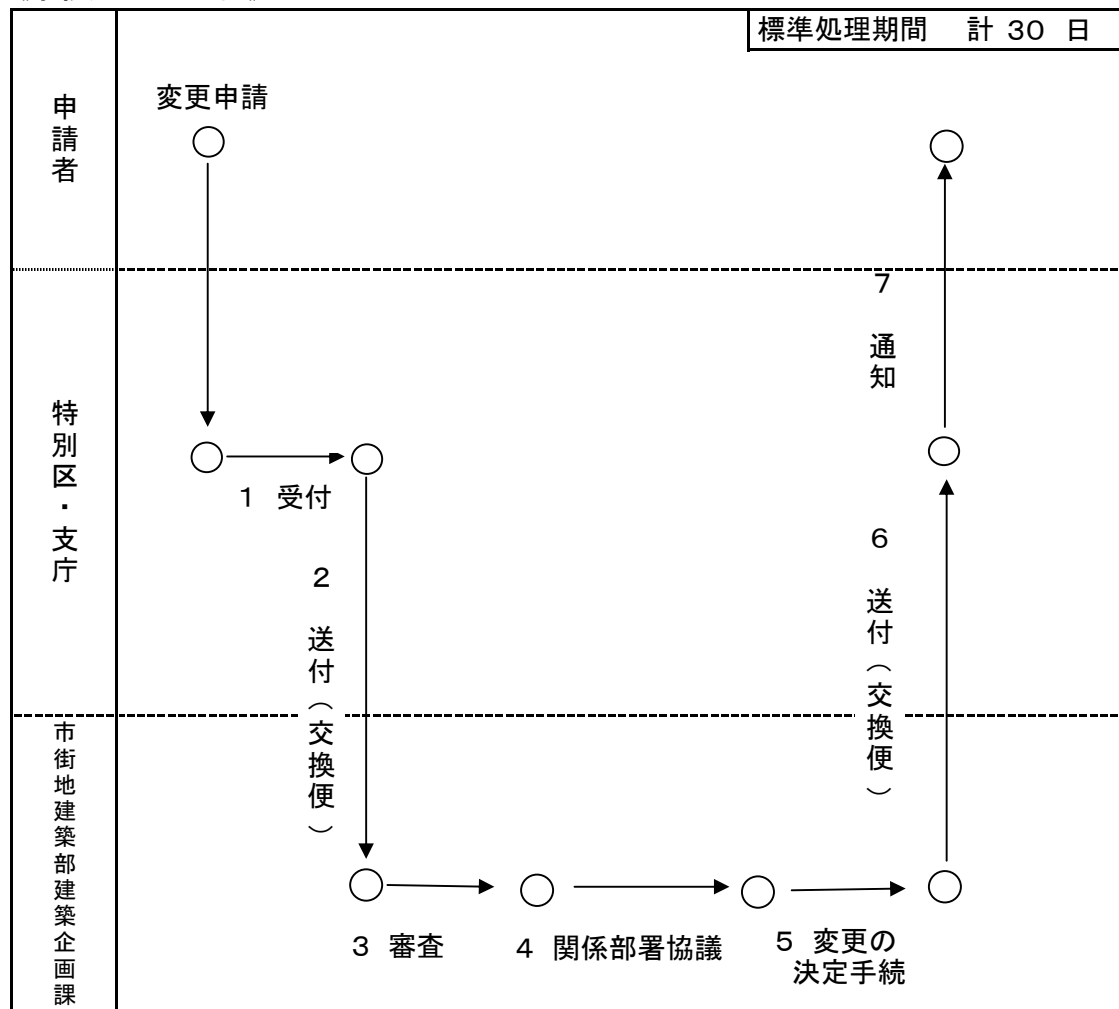


# 事務処理フロー図

事務名 建築物の耐震改修計画の変更認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進係 電話30-645

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	受付	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	送付	受付した申請書を処理機関である市街地建築部建築企画課へ送付します。
3	審査	申請書の内容について、審査基準(建築物耐震改修の促進に関する法律及び関係法令)に適合しているかどうかを審査します。
4	関係部署協議	消防関係について、所轄の消防署と協議(東京消防庁との合意事項)し、建築指導関係については、市街地建築部建築指導課と協議します。
5	決定手続	申請書の適否について、市街地建築部長が決定し、適合していれば変更認定通知書を発行します。
6	送付	特別区または支庁に、申請書の副本を添えて、変更認定通知書を送付します。
7	通知	特別区または支庁より、変更認定通知書を交付するとともに、申請書の副本を返却します。